

暫定的に先進医療 A として実施している技術の取扱いについて（案）

1. 背景及び現状

- 平成 20 年の先進医療告示第 2 項各号に掲げられた先進医療のうち、平成 24 年 11 月 30 日の先進医療会議において先進医療 B へ振り分けることとされた技術については、暫定的に先進医療 A（以下、「暫定 A」という。）として実施しているところ。
- 暫定 A については、平成 28 年 3 月 31 日までを先進医療 B への移行期間としていたが、平成 28 年 1 月 14 日に開催された第 38 回先進医療会議の審議を経て、以下の方針とした。

- （1）先進医療 B への申請書が既に提出され、審議を控えている医療技術、及び、申請に係る事前相談、又は事前相談に関する問い合わせ（以下、「事前相談等」という。）を実施中の医療技術に該当する暫定 A については、既に対応が進んでいることを考慮して、先進医療会議における審議等が終了するまでの間、取り消しを猶予する。なお、迅速な取組を促すため、新規患者の組み入れを認めないとともに、猶予期間は平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- （2）事前相談等が行われていない暫定 A の医療技術については、これまで各実施医療機関に対して対応を促してきたものの実施されてこなかったことを踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日をもって先進医療告示から取り消すこととする。

- 先進医療 B の告示番号 51（従前は先進医療 A 告示番号 45）「多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療」及び告示番号 57（従前は先進医療 A 告示番号 47）「自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療」はそれぞれ平成 28 年 1 月 1 日、4 月 1 日に先進医療 B に移行した。

2. 暫定 A への対応（案）

- 平成 29 年 3 月 31 日までに先進医療 B への移行できなかった技術については、平成 29 年 4 月 1 日をもって先進医療告示から取り消すこととしていたが、現在、同技術を継続して実施している患者が存在している期間は告示からの取り消しを猶予してはどうか。
- なお、新規患者の組み入れについては認めないままとし、猶予期間後の先進医療 B への移行については各医療機関の判断に任せてはどうか。
- 実施している患者がいなくなった場合には、医療機関より事務局に連絡することとし、当該医療機関についてはホームページ上から削除し、全ての医療機関が削除された時点でその技術を先進医療告示から取り消すこととしてはどうか。

(表) 先進医療暫定 A 技術の一覧と事前相談等に係る進捗状況

告示番号	先進医療技術名	進捗状況 (注 1)	実施件数 (注 2)
4	骨髄細胞移植による血管新生療法	事前相談継続中	12
7	自家液体窒素処理骨移植	過去 1 年間の 相談実績なし	9
12	末梢血幹細胞による血管再生治療	事前相談実績なし	1
13	末梢血単核球移植による血管再生治療	過去 1 年間の 相談実績なし	4
16	樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法	事前相談継続中	65
17	自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法	事前相談継続中	81
27	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植	過去 1 年間の 相談実績なし	-
28	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する生体ドナーからの小腸部分移植		-

注 1) 進捗状況は平成 29 年 1 月 12 日時点。

注 2) 実施件数は平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日までの間に行った実績。